

まん延防止等重点措置に関するQ & A

	質問項目	回答
1. 総論		
	<p>Q1：期間はいつからいつまでですか。</p> <p>Q2：対象区域について教えてください。</p>	<p>A1：令和3年4月12日（月）0時から令和3年5月5日（水）24時までです。</p> <p>A2：<u>沖縄県全域</u>です。ただし、以下のとおり、まん延防止等重点措置区域とその他の地域で、施設に対する要請、協力依頼の内容が異なります。</p> <p>※飲食店及び飲食を伴う遊興施設等が対象</p> <p>①まん延防止等重点措置区域(命令や過料を伴う)</p> <p>(那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市)</p> <p>【特措法第31条の6第1項（命令、過料等あり）に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前5時から午後8時までの時間短縮営業（テイクアウト・デリバリー除く、酒類の提供は午前11時から午後7時まで） ・利用者にマスク着用を徹底し、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ・アクリル板の設置等 ・上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） <p>【特措法第24条第9項（命令、過料等なし）に基づく要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力 ・換気の徹底、利用者への検温 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

②重点措置区域以外

【特措法第24条第9項（命令、過料等なし）に基づく要請】

- ・午前5時から午後8時までの時間短縮営業（テイクアウト・デリバリー除く、酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
- ・県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力
- ・利用者にマスク着用を徹底し、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- ・アクリル板の設置等
- ・上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気）
- ・換気の徹底、利用者への検温
- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底
- ・カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。

2 外出自粛の要請等	
Q1：県民・事業者・来訪者に対して、不要不急の外出自粛の要請と、夜8時以降飲食店等にみだりに出入りしないことを要請していますが、夜8時前であれば外出を自粛しなくてもいいですか。	<p>A1：県民・事業者・来訪者の皆様には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項及び沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策条例に基づき、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないことを要請しており、<u>夜8時前であっても不要不急の外出は自粛するよう要請しています。</u></p> <p>これは時間を問わず、不要不急の外出自粛を要請するものです。特に夜8時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請しているのは、事業者の皆様は5時から夜8時までの間の営業時間短縮を要請していることと合わせ、夜8時以降、原則として飲食店等をみだりに出入りしないことを要請する趣旨です。</p>
Q2：スーパーに食料品を買い物に行くのは制限されますか。	A2：スーパーや薬局などに生活必需品を買いに外出することを制限するものではありません。混雑を避ける、並ぶ際には距離を取るなど「3密」を避けるようお願いいたします。
Q3：病院や診療所に通院するのは制限されますか。	A3：病院や診療所へ通院することを制限するものではありません。
Q4：出勤するのは制限されますか。	A4：出勤を制限するものではありませんが、テレワークを活用する、不要不急な出張や会議を中止するなど、できる限り外出を控えるようにしてください。
Q5：お葬式に出席するのは制限されますか。	A5：お通夜や告別式への出席を制限するものではありません。「3密」をできる限り避け、 <u>同居家族以外との会食を避けて</u> いただくようお願いいたします。
Q6：銀行に行くのは制限されますか。	A6：銀行へ行って預金の払出など必要な手続を行うことを制限するものではありません。並ぶ際に距離を取るなど「3密」をできる限り避けていただくようお願いいたします。

	Q7：レストランに行くのは制限されますか。	A7：レストランなどの飲食店へ行くことを制限するものではありませんが、不要不急の外出を控えていただき、お出かけの際は、 <u>同居する家族のみと会食する</u> 、混雑する時間を避ける、できるだけ他の客との距離を取る、シーサステッカー対応店舗を選択するなど、「3密」を避けるよう工夫してください。また、朝5時から夜8時までの間の営業時間短縮要請を行っていますので協力よろしくお願いします。
	Q8：沖縄県から他県に行くのはだめなのですか。	A8：通院、受験、就職活動、出張等生活の維持に必要な場合の外出を制限するものではありませんので、「3密」を避けるようにしてください。それ以外の場合は感染防止のため、原則として移動をお控えください。
	Q9：他県から沖縄県に入るのはだめなのですか。	A9:通院、受験、就職活動、出張等生活の維持に必要な場合の外出を制限するものではありません。それ以外については、来訪者の皆様は、国の基本的対処方針において、それぞれの都道府県で外出自粛が求められ、又は帰省・旅行について慎重な検討を促されていることにご留意ください。
	Q10：飛行機は止まってしまうのですか。	A10：航空機等の公共交通機関に運休を要請するものではありませんので、慌てて帰省するなど不必要な移動は控えてください。
	Q11：物流が完全に止まってしまうのですか。	A11：物流等社会・経済生活を維持する上で必要なサービス、ライフラインについては確保されます。食料品や医薬品等の買占めは厳に謹んでいただきますようお願いいたします。
	Q12：外出するのに手続が必要になるのですか。	A12：外出するのに手続は不要です。
	Q13：外出した場合に罰則はあるのですか。	A13：不要不急の外出をした場合に罰則があるものではありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止には県民の一人一人のご協力が不可欠です。大切な人の生命・健康を守るためにも、外出自粛にご協力ください。

3 事業者向け＜飲食店等について＞	
Q1：営業時間短縮の要請対象となる「飲食店」は、どのような店舗ですか。	A1：食品衛生法の飲食店営業許可を受け、屋内で飲食サービスを提供する飲食店及び飲食を伴う遊興施設等を要請対象とします。ただし、宅配・テイクアウトサービスは除きます。 ※以下は、宅配・テイクアウトサービスとして扱うため、 要請の対象外 となります。 1.総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 2.ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 3.スーパーやコンビニ、弁当屋等の店内イートインスペース 4.自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー 5.キッチンカー、屋台
Q2：時短要請の対象となっている「遊興施設等」とはどのような施設ですか。	A2：「遊興施設等」とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、などであり、さらに食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗が要請の対象です。
Q3：テイクアウト形式の飲食店（例：タピオカ屋、たい焼き屋）ですが、営業時間短縮の要請対象となりますか。	A3：飲食を中心とした感染が拡大しているとの専門家による指摘を受け、飲食による感染リスクを抑え、これ以上の感染拡大を食い止めるために、飲食店に対して営業時間の短縮を要請しています。そのため、人々の集まっての飲食につながらない宅配・テイクアウトサービスは本要請の対象外としています。
Q4：飲食店は、酒類の提供は夜7時まで、営業時間は夜8時までと要請されていますが、実際の運用としては、夜7時までにラストオーダーをすればよいですか。	A4：ラストオーダーの時間を夜7時までとしてください。提供した酒類をその後お客様が飲食しているのは問題ありませんが、夜8時までにすべてのお客様が退店している必要があります。
Q5：夜8時までに営業を終了しないといけませんか。	A5：夜8時までに営業を終了し、すべてのお客様が退店してしていただくようお願いいたします。（お客様がいない状態）
Q6：ホテル等の宿泊施設も時短要請の対象となりますか。	A6：食品衛生法の飲食店営業許可を受け、飲食の提供を行っていただければ時短要請の対象となります。ただし、宿泊客のみを対象に、宿泊の一環として提供される場合は対象外です。

4 感染拡大防止協力金について	
Q1：感染拡大防止協力金の支給対象について教えてください。	<p>A1：今回の時短要請期間（4/12～5/5）の全期間、協力に応じた場合に、店舗単位で支給します。</p> <p>【まん延防止等重点措置区域】 （那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市）</p> <p>●支給額 96万円～ （算定方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業 売上に応じて1日4～10万円 ・ 大企業 売り上げ減少額の4割、一日最大20万円（中小企業も選択可） <p>【まん延防止等重点措置区域以外】</p> <p>●支給額 一律96万円</p> <p>※協力金の詳細については「感染症対策協力金コールセンター」（電話：098-856-4427）へ問い合わせをお願いします。</p>
Q2：「感染急拡大を封じ込めるための緊急特別対策（3/29-4/21）」は終了するのですか。	<p>A2：4/9、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として本県が指定され、4/12-5/5までの期間と定められました。そのため、「感染急拡大を封じ込めるための緊急特別対策」を4/11（日）までとして、4/12（月）より「まん延防止等重点措置」指定に伴う対策に移行します。</p>
Q3：4/12（月）から時短要請に従った場合は協力金は支給されますか。	<p>A3：4/11（日）までの緊急特別対策に応じていなかった場合でも、4/12（月）～5/5（水）までの期間、時短要請に応じた場合は協力金の支給対象となります。</p>
Q4：事業者で複数の店舗を持っている場合に、一店舗のみの協力でも協力金の対象となりますか。	<p>A2：感染拡大防止の観点から全ての対象店舗について協力の要請をしております。また、一事業者で夜8時以降営業している飲食店を所有している場合は全ての店舗で協力した場合協力金の対象となります。</p>

5 感染防止対策・認証制度プロジェクトについて		
	Q1：プロジェクトの目的について教えてください。	<p>A1：県内では、新型コロナウイルス感染症の再拡大の波が繰り返し、県民生活や医療現場、産業経済に深刻な影響を及ぼしています。その観点から県民生活と経済活動の接点となる飲食店等の感染症対策を強化することを目的としています。</p> <p>飲食店における感染防止対策の基準を設け、基準をクリアした店舗に「認証済ステッカー」を付与する認証制度を導入します。まずは、飲食店から巡回指導を始め、その後、順次、認証の対象について、拡大していく予定です。</p>
	Q2：認証の手順について教えてください。	<p>A2：認証のスケジュールについては以下のとおりです。</p> <p>【第1段階】 令和3年4月12日(月)～5月5日(水) 県職員等による巡回指導(認証制度告知・国の飲食店選定4項目の確認)</p> <p>【第2段階】 令和3年5月中旬～民間委託等による巡回指導(感染対策チェック)</p> <p>感染対策チェックに基づき店舗を認証し、ステッカーを付与します。 認証ステッカー付与後も巡回指導を実施していく予定です。</p>
	Q3：どのような基準を設けているのですか。	<p>A3：飲食店の感染症対策について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①店舗内の衛生管理（店内の喚起、入店時の検温、手指消毒等） ②従業員等の安全衛生管理（マスク着用、体調管理等） ③お客様の安全（客席間隔の確保、感染対策の掲示等） <p>以上3つの観点から計17のチェック項目を設け対策を確認します。 チェック項目の詳細については以下をご参照ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症特設サイト https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/documents/ninsyo.pdf</p>

6 その他の対応	
Q1：イベントの開催要件について教えてください。	<p>A1：イベント開催の要件は以下のとおりです。また、全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談をお願いします。</p> <p>【収容率】 100%以内（席がない場合は適切な間隔） 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの <p>【収容率】 50%以内（席がない場合は適切な間隔） 大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 <p>※人数上限は5,000人以下</p>
Q2：物品販売業のスーパー、コンビニは、営業時間短縮の対象となりますか。	A2：要請対象外となります。

7 問い合わせ先		
	<p>Q1：問い合わせ先について教えてください。</p>	<p>A1：</p> <ul style="list-style-type: none">・協力金の申請方法に関すること 「感染症対策協力金コールセンター」 電話：098-856-4427・時短要請の内容に関すること 「沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部」 電話：098-866-2014